

幸手市再犯防止推進計画

(令和4年度～令和7年度)



幸 手 市
令和4年3月



1 計画の策定の趣旨

全国において、刑法犯の認知件数は平成14年にピークを迎え、その後は毎年減少を続けています。一方、刑法犯により検挙された再犯者数については、平成18年にピークを迎え、その後は減少しているものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率※」という。）は上昇し続け、令和2年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い49.1%となりました。

平成29年から令和2年までの幸手警察署管内の推移については、横ばいである再犯者数に対して、初犯者数は増減を繰り返して増加の傾向にあり、再犯者率も同様に増減を繰り返している状況です。また、再犯者率の割合は、平成29年の51.8%は同年の全国の再犯者率の割合を超えており、令和元年の48.8%は同年の全国の再犯者率の割合と同様であることから、幸手警察署管内においても再犯者率が高い水準に達している年もあると分析できます。

平成19年版犯罪白書では、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることなどを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。また、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

このような状況から、犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の推進が重要になると考えられます。

そこで、本市においても、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進し、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるように就労・住居・保健医療・福祉サービス等の支援を行い、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するために「幸手市再犯防止推進計画」を策定します。

【全国の刑法犯認知件数、再犯者率の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認知件数	915,042件	817,338件	748,559件	614,231件
初犯者	110,229人	105,493人	98,640人	92,915人
再犯者	104,774人	100,601人	93,967人	89,667人
合計	215,003人	206,094人	192,607人	182,582人
再犯者率	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%

（出典：犯罪白書）

【埼玉県の再犯者率等の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
初犯者	5,048人	5,007人	4,879人	4,867人
再犯者	5,376人	5,426人	5,225人	5,236人
合計	10,424人	10,433人	10,104人	10,103人
再犯者率	51.6%	52.0%	51.7%	51.8%

(出典：法務省提供データ)

【幸手警察署管内の再犯者率等の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
初犯者	54人	78人	63人	82人
再犯者	58人	56人	60人	58人
合計	112人	134人	123人	140人
再犯者率	51.8%	41.8%	48.8%	41.4%

(出典：法務省提供データ)

※埼玉県及び幸手警察署管内の再犯者率等の推移については、少年を除く刑法犯のみの数値です。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の地方再犯防止推進計画として位置付けられます。

3 計画期間

本計画は、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とします。

4 再犯防止施策の対象者

本計画では、対象者を再犯防止推進法で定義する「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいいます。

5 重点課題

国の再犯防止推進計画を勘案し、次に掲げる項目を重点課題とします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 就労・住居の確保等② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等③ 学校等と連携した修学支援の実施等④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等 |
|---|

6 再犯防止推進の施策

重点課題① 就労・住居の確保等

I 就労に向けた相談・支援

1 現状認識と課題

現状として刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者です。また、仕事に就いていない者の再犯率※は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした者等の中には、障がいを抱えていて、就労や就労定着が難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

2 市の取組

(1) 生活困窮者自立支援事業※による支援【社会福祉課】

生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。

(2) 就労を希望する障がい者等に対する支援【社会福祉課】

就労を希望する障がい者等が抱える課題に応じ、幸手市障害者就労支援センター※、埼玉障害者職業センター、春日部公共職業安定所、埼玉葛北地区基幹相談支援センター等と連携しながら、就業や生活面での支援を行います。

(3) 就労定着支援等による障がい者等への就労支援【社会福祉課】

就労継続支援や就労定着支援等による障がい者等への就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等の向上のための訓練を行うとともに、就労の継続及び定着を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行います。

(4) 地域における協力雇用主※の支援【社会福祉課】

犯罪をした者等を積極的に雇用する企業として、協力雇用主等の活動を促進し、犯罪をした者等の社会復帰の支援を行います。

II 住居の確保等

1 現状認識と課題

刑務所満期出所者※のうち約5割が適当な帰住先※が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止を図る上で最も重要です。

2 市の取組

(1) 公営住宅の情報提供等【建築指導課】

公営住宅の募集状況について、市広報紙や市ホームページ、窓口等において情報提供を行います。矯正施設等出所者で帰住先がない人に対して、公営住宅への入居につ

いては、その人の状況に合わせて対応します。

重点課題② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

I 保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援

1 現状認識と課題

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者は、本人の希望等により、さいたま保護観察所※や矯正施設、埼玉県地域生活定着支援センター、その他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます。

しかし、保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続を行わない者もいるため、地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービス等、適切な支援につなげていくことが大切です。

2 市の取組

- (1) 総合的に相談できる体制の充実【社会福祉課、介護福祉課、こども支援課、健康増進課】

介護、福祉、保健、医療等の必要なサービスについて、市民が地域において総合的に相談できる体制の充実を図ります。

- (2) 公的機関等との連携強化【社会福祉課】

自立が困難な矯正施設出所者等が出所した後、速やかに福祉サービス等を受けることができるように、さいたま保護観察所、埼玉県に所在する矯正施設、埼玉県地域生活定着支援センターといった公的機関等との連携強化を図ります。また、本市が実施している保健医療・福祉サービス等に関する情報提供を行います。

- (3) 福祉関係機関との連携強化【社会福祉課、介護福祉課】

犯罪をした者等が保健医療・福祉サービス等を受けることが必要となったときは、必要に応じて市内の地域包括支援センター※、幸手市社会福祉協議会※等の福祉関係機関へつなげていきます。

重点課題③ 学校等と連携した修学支援の実施等

I 小・中学校での支援

1 現状認識と課題

令和元年度の我が国の高等学校進学率は98.8パーセント（通信制を含む）であり、ほとんどの者が高等学校へ進学する状況にあります。その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが中学校卒業後に高等学校へ進学していません。

小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や非行等に至った児童・生徒のための支援等が重要です。

2 市の取組

- (1) 児童・生徒の立ち直りの支援【学校教育課】

小・中学校の取組として、問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラー※と本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、さいたま保護観察所や保護司※との緊密な連携・情報共有、必要に応じてスクールソーシャルワーカー※を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

また、市内小・中学校における薬物乱用※防止に関する教室等の研修会の開催、小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、教育相談を実施します。

(2) 学校との連携強化【学校教育課】

学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校、保護司会、さいたま保護観察所等が連携を強化するため、その協力体制の構築に努めます。

重点課題④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

I 民間協力者の活動の促進

1 現状認識と課題

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送るためには、さいたま保護観察所といった国の機関や埼玉県が設置している公的機関のほか、保護司会等の民間ボランティア団体との連携をさらに強化していく必要があります。

特に、本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司会、更生保護女性会※の更生保護※ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

しかし、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、再犯防止等に関する活動を促進する民間ボランティアの人材の安定的確保が難しくなっています。

また、自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のためには埼玉県地域生活定着支援センターや埼玉県に所在する矯正施設、さいたま保護観察所が連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けられるようにする必要があります。

さらには、非行少年の自立や立ち直りのためには、学校と保護司会、さいたま保護観察所等が緊密に連携していく必要があります。

2 市の取組

(1) 保護司会、更生保護女性会との連携強化【社会福祉課】

保護司会、更生保護女性会は、地域の犯罪予防を図るための活動や地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。久喜・幸手地区保護司会が運営する久喜・幸手地区更生保護サポートセンター※は、保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、平成28年3月に久喜市鷲宮総合支所内に設置されています。

このことにより、地域全体の更生保護への関心が高まり、地域住民が相談に訪れるようになったとともに、関係する機関との交流や情報交換の活発化が図られています。

保護司会、更生保護女性会等が開催する会議への参加により、関係団体と連携しながら、保護司会、更生保護女性会等の更生保護活動を支援していきます。

(2) 保護司の確保【社会福祉課】

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多様な役割が期待されています。久喜・幸手地区保護司会幸手支部からの保護司適任者の推薦や市役所等の公的機関、各種団体等の推薦等により、保護司の人材確保に努めます。

II 広報・啓発活動の推進

1 現状認識と課題

再犯防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないため、市民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

2 市の取組

(1) 「社会を明るくする運動※」強調月間等における啓発活動の推進【社会福祉課】

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。

本市では、7月上旬にショッピングモールにおいて啓発活動を実施し、11月中旬に市民まつりにおいて、久喜・幸手地区保護司会幸手支部や幸手地区更生保護女性会が中心となって街頭啓発活動を行い、運動への理解を深めています。

また、平成5年度から市内小・中学校を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施しています。

再犯防止推進法では、新たに7月を「再犯防止啓発月間」に位置付けており、今後も、「社会を明るくする運動」と併せて、広く市民に周知していきます。

(2) 保護司会、更生保護女性会の活動の周知【社会福祉課】

市広報紙や市ホームページ等で、保護司会、更生保護女性会の更生保護ボランティアの活動について広く周知し、市民の理解の促進に努めます。

(3) 行政や専門機関等による相談事業の周知等【社会福祉課・市民協働課】

市の法律相談等、行政や専門機関等による相談事業の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員※等、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対応する関係機関の周知に努めます。

(4) 児童・生徒に関する相談窓口の周知【社会福祉課】

地域の非行や犯罪の防止に関する様々な支援活動を行っている「さいたま法務少年支援センター※」の周知を図ります。

(5) 刑務所出所者の人権に関する啓発、社会環境の整備【人権推進課】

刑を終えた者やその家族に対する先入観を払拭し、差別や偏見をなくすための啓発活動を実施します。また、刑を終えて社会復帰した者を受け入れる環境の整備に努めます。

(6) 薬物依存に関する適切な広報・啓発【健康増進課】

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、幸手保健所等の関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。

また、薬物乱用防止指導員※は、麻薬・覚醒剤乱用防止運動への協力・薬物依存の相談に努めており、児童・生徒に対する薬物乱用防止に関する教育に携わります。

(7) 地域の見守り活動の推進【危機管理防災課】

犯罪の抑止につながる取組として、地域の目となる地域防犯ボランティア等による見守り活動を推進することなどにより、安全で安心なまちづくりに努めます。

用 語 解 説

き ● 帰住先 [初出3ページ]

刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設等がある。

● 協力雇用主 [初出3ページ]

保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。

こ ● 更生保護 [初出5ページ]

犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者が自立して改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

● 更生保護サポートセンター [初出5ページ]

保護司や保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されている。

● 更生保護女性会 [初出5ページ]

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

さ ● 再犯者率 [初出1ページ]

検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを表したもの。

● 再犯率 [初出3ページ]

検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを表したもの。

し ●社会福祉協議会 [初出4ページ]

地域の社会福祉の推進のために、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関によって組織化された民間福祉団体。

●社会を明るくする運動 [初出6ページ]

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

●出所者 [初出3ページ]

刑事施設を出所した者。

●障害者就労支援センター [初出3ページ]

就職を希望している障害者を対象に雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、「職業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っている施設。本市では健康福祉部社会福祉課内に設置。

す ●スクールカウンセラー [初出5ページ]

児童・生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童・生徒や保護者へのカウンセリング等を行う専門家。

●スクールソーシャルワーカー [初出5ページ]

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童・生徒への支援を行う専門家。

せ ●生活困窮者自立支援事業 [初出3ページ]

近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的とした支援を行う。

ち ●地域包括支援センター [初出4ページ]

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を維持することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関。介護予防サービスの相談等高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぐことや権利や安全を守る制度の案内等を行う。本市では健康福祉部介護福祉課内に設置。

ほ ●法務少年支援センター〔初出6ページ〕

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

●保護観察所〔初出4ページ〕

更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保護観察、犯罪被害者等施策の事務を行う法務省所管の機関で、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置されている。

●保護司〔初出5ページ〕

犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

み ●民生委員・児童委員〔初出6ページ〕

地域福祉向上のため、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供を行うなど住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティア。

や ●薬物乱用〔初出5ページ〕

医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用すること。

●薬物乱用防止指導員〔初出7ページ〕

児童・生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う各地域の有識者で、埼玉県知事が委嘱し、指導員の日常的な活動により、各地域社会の末端にまで覚醒剤等の薬物に関する知識の普及の徹底を図っている。